

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三光志福社会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に、評議員が評議員会に出席したときは、交通費を実費支給する。自家用車の場合は、1キロ当たり15円とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 役員に対して各年度の報酬総額を1,000,000円以下とする。

2 役員及び評議員の報酬は、年額11,137円とする。

3 公認会計士の資格を持つ監事の報酬は、月額40,000円とする。

4 上記の者は、毎月財務監査を実施し、その都度、監査結果を文書を以って、理事長に報告しなければならない。この場合、交通費は支給しない。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第5条 任期の途中で新たに役員または評議員に就任した場合、または退任の場合の報酬は年額を支給する。

2 月の途中で公認会計士の資格を持つ監事に就任したとき、又は退任したときの報酬は、日割り計算で支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 宿泊料は、実費を支給する。

4 宿泊所は、理事長が指定する。

5 業務遂行に必要な経費を、実費支給する。

6 出張先の距離が、片道100キロ以上の場合は、日帰り、宿泊を問わず、日当として、2,000円を別途支給する。

7 旅費等は、出張終了後に支払う。

8 上記7の規程に係らず、理事長が必要と認めた場合は、事前の概算払い・終了の清算払いとすることができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成16年12月16日より適用する。

附 則

この規程は、平成20年04月01日より適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 01 月 01 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 05 月 27 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 04 月 01 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 04 月 01 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 03 月 01 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 07 月 01 日より適用する。